

令和7年度（2025年度）新商品開発等支援事業補助金実施要領

（目的）

第1条 この要領は、県内の農林水産物を活用し、農商工連携により新商品開発等に取り組む県内事業者（以下「補助事業者」という。）が、産業技術センター、アグリシステム総合研究所及び商工団体等（以下「支援機関」という。）の支援を受けて実施する新商品開発やテストマーケティング、県外で開催される見本市・商談会等への出展を支援することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金の交付対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の事業とする。

（1）新商品開発・テストマーケティング支援事業

支援機関の支援を受けて実施する熊本県産の農林水産物を原料とした農商工連携による新商品開発及びテストマーケティングを実施する事業

（2）農商工連携販路開拓支援事業

令和6年度（2024年度）以降に熊本県産の農林水産物を原料として、農商工連携等により県内で製造された商品について、県外への販路開拓を目指し、国内で開催される見本市、展示会等（県内を除き、東京、大阪、福岡等で開催されるもの）へ出展する事業

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 要項第3条第2項の事業計画書は、様式第1号及び第2号によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第6条 補助事業者が、知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請は、様式第3号によるものとする。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第7条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 要項第5条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業内容の主要な部分の変更

(2) 補助対象経費の30%を超える変更を行う場合

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、様式第1号及び第2号を準用する。

(実績報告)

第9条 要項第9条第2項のその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第1号及び第2号を準用する。)

(2) 補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

2 第1項の実績報告書の提出は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和8年(2026年)3月13日のいずれか早い期日までとする。

(雑 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)5月12日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助対象事業者	補助率
事業区分	内容		
（１）新商品開発・テストマーケティング支援事業	①試作・開発関係費 ②印刷費 ③機械費 ④装飾費 ⑤謝金及び旅費	熊本県産業技術センター、アグリシステム総合研究所及び商工団体等の支援を受けながら、農商工連携により新商品を開発した県内事業者	補助対象経費の1／2以内。ただし、50万円を上限とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（２）農商工連携販路開拓支援事業	①小間料 ②小間装飾費 ③輸送費 ④印刷費 ⑤旅費	令和6年度（2024年度）以降に農商工連携により開発した商品を、見本市、商談会等へ出展する県内事業者	

【対象経費の説明】

・新商品開発・テストマーケティング支援事業

①試作・開発関係費

原材料費（試食サンプル）、委託加工費、食品分析費等

②印刷費

パッケージデザイン・印刷、パンフレット等の作成等に要する経費等

③機械費

10万円（税込）以下の簡易な機器（商品開発に不可欠な物に限る）導入経費

④装飾費

テストマーケティングを行う売り場の装飾費等

⑤謝金及び旅費

アドバイザー等招聘にかかる経費

・農商工連携販路開拓支援事業

①小間料

見本市等への出展に係る小間料

②小間装飾費

小間の装飾及び備品借り上げに要する経費

③輸送費

出展品等の輸送に要する経費及び出展品等の輸送に係る保険加入に要する経費

④印刷費

見本市等において配付するパンフレット等の作成に要する経費

⑤旅費

見本市等への出展に係る宿泊交通費（ただし、ガソリン代、タクシー代、駐車場代は除く）